

内閣参質二一三第一三四号

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員神谷宗幣君提出我が国の排他的経済水域への中国による浮遊式障害物の設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出我が国の排他的経済水域への中国による浮遊式障害物の設置に関する質問
に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「本件ブイ問題の解決」及びお尋ねの「本件問題の解決に向けて、いかなるロードマップを想定しているのか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個々の報道を前提としたお尋ねについて政府としてお答えすることは差し控えたいが、お尋ねの「中国との外交交渉の進展状況」については、例えば、令和五年七月に我が国の排他的経済水域内において存在が確認された中国が設置したと考えられるブイについて、同年十一月に行われた日中首脳会談や日中外相会談等のハイレベルでの働きかけを始めとして、これまで累次にわたり、外交ルートを通じて中国政府に対し抗議し、即時撤去を求めているところであるが、いずれにせよ、当該ブイに対する対応については、御指摘の「その後」においても、先の答弁書（令和五年十二月二十六日内閣参質二一二第一一八号）二から四までについて述べたように、政府として、当該ブイが設置された海域において関係国が有する権利及び義務並びに我が国の国内法令等を踏まえ、当該ブイの撤去も含め、可能かつ有効な対応について、関係省庁間で連携して引き続

き検討を進めているところであり、当該対応を含め、「本件ブイ」に係るお尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。